

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	1
公 告	
○令和6年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	1

告 示

高知県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村安倉字鷹尾242番1地先	前	38.0 }	49
	後	24.3 } 44.6	49

高知県告示第556号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

- (変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県庁消費生活協同組合  
代表理事 信崎 由加
- (変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県庁消費生活協同組合  
代表理事 勝賀瀬 敦

2 変更年月日

令和6年8月1日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和6年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和6年9月10日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

令和6年9月27日

高知県知事 濱田 省司

受講者番号

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|